サービス内容及び重要事項説明書（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

あなた様に対する福祉用具貸与サービスの提供の開始にあたり、厚生省令第 37 号第 197 条に基づいて、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

あなた様に対する介護予防福祉用具貸与サービスの提供の開始にあたり、厚生労働省令第 35 号第 269 条に基づいて、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1．事業所の概要

事業者	社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会	
事業者の所在地	広島県庄原市西本町４丁目５番 26 号	
事業の種類	指定福祉用具貸与　指定介護予防福祉用具貸与	
事業所の名称	庄原市社協福祉用具貸与事業所	
事業所番号	広島県　３４７２１００３４０	
事業所の所在地	広島県庄原市比和町比和９１９番地３	
開始年月日	平成 18 年 11 月１日	指定福祉用具貸与
	平成 18 年 11 月１日	指定介護予防福祉用具貸与
管理者の氏名	貝﨑　文昭	
連絡先	０８２４－８５－７０５１	
事業所の実施地域	庄原市、三次市	

2．事業の目的

要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適切な福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与サービスの提供することを目的とします。

3．運営の方針

1．地域包括ケアシステム構築に尽力し、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、自立支援・重度化防止を考慮した適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行います。その際には、要介護者に最も適した福祉用具の選定が行われるよう、複数の物品の紹介や平均価格等の説明を行います。
2．地域との結びつきを大事にし、地域社会に貢献します。福祉用具を貸与することにより、介護者の負担の軽減が図られるよう努めます
3．利用者の心身の状態や変化など、健康管理に必要な情報については医療関係者へ迅速に伝わるよう配慮します。
4．市町、居宅介護支援事業者、その他居宅サービス事業者や保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4．事業所の職員体制

職　　種	人　　数	職 務 内 容
管　理　者	１人	従業者の管理及び業務の管理を行う。
福祉用具専門相談員等	４人	複数物品の紹介による福祉用具の選定、取り付け、機能等の点検、使用方法の指導、搬入搬出、修理等。福祉用具貸与計画書・選定提案書、介護予防福祉用具貸与計画書・選定提案書の作成、交付、変更。

5．営業日及び営業時間

営　業　日	●月曜日から金曜日まで　〈定休日〉12 月 29 日から１月３日 ※但し、利用者の状況によっては、この限りではありません。
営業時間	●原則午前８時 30 分から午後５時 30 分まで ※但し、利用者の状況によっては、この限りではありません。

6．サービス内容

（１）提供するサービス内容は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿って作成した福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画に基づき行います。

（２）利用者の心身の状況、置かれている環境、ご希望等を踏まえ、適切に選定されるよう専門的知識に基づき相談に応じます。

（３）搬入・搬出にあたっては、希望の日程の確認を行い、速やかに対応します。

（４）搬入時には、複数の福祉用具紹介と説明、安全性、衛生状態の確認を行い、使用説明や使用上の留意点、故障時の対応等について説明します。

（５）利用者等からの要請時には、利用者宅へ速やかに訪問し、点検、修理、使用状況の確認、必要に応じて指導等行います。

7．利用料金

※１　付属別紙「サービスご利用料金表」をご参照ください。

8．サービスの終了・変更

利用者が福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与サービスの終了・変更を希望される場合は、担当の居宅介護支援専門員、又は事業所までご連絡下さい。担当の介護支援専門員による速やかな福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の変更とともに、原則利用者又は家族の方からご連絡いただいた日がサービス終了日となります。

ただし、サービス担当者会議等によって、サービス継続が必要となった場合については、この限りではありません。

9．管理者

サービスについてのご相談やご不満、故障等が発生した場合には、どんなことでもご連絡ください。

管理者	貝﨑　文昭

10. 緊急時等における対応方法

利用者が緊急を要する場合、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察、消防署へ協力を依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

主治医	医療機関名	
	主治医	
	電話番号	
主治医	医療機関名	
	主治医	
	電話番号	
緊急連絡先１	氏名	（続柄　　）
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先２	氏名	（続柄　　）
	住所	
	電話番号	

11. 衛生管理等

すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。
また、事業所の設備、備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。
貸与する福祉用具の消毒は他の事業者に委託して洗浄、消毒、殺菌等行います。

12. 秘密の保持等

従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしません。
また、退職後もこれを守秘します。

13. 相談・苦情窓口

サービス利用にあたり、利用者は当事業所の相談窓口、または次の機関に苦情等を申し立てる事ができます。

【事業所窓口】	**庄原市社会福祉協議会　庄原市社協福祉用具貸与事業所**	
	所　在　地	広島県庄原市比和町比和９１９番地３
	電　　話	０８２４－８５－７０５１ ０８０－５２３９－４０８５（営業時間外）
	受 付 時 間	３６５日　午前8時３０分～午後5時３０分
	苦情解決責任者	田中　枝美
	相談・苦情受付担当者	貝﨑　文昭
【第三者委員】	**庄原市社協居宅介護事業に対する苦情等の連絡調整を行う第三者**	
	委　　員	進藤　数美
	所　在　地	広島県庄原市比和町三河内１３２２番地
	電　　話	０８２４－８５－２１９３
	委　　員	中村　幸夫
	所　在　地	広島県庄原市比和町比和７３２番地２
	電　　話	０９０－１６８３－５１５２
【行政窓口】	**庄原市役所　高齢者福祉課　介護保険係**	
	所　在　地	広島県庄原市中本町一丁目 10 番１号
	電　　話	０８２４－７３－１１６７
	受 付 時 間	月曜日～金曜日（午前８時 30 分～午後５時 15 分）
	定　休　日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
	三次市役所　高齢者福祉課　介護保険係	
	所　在　地	広島県三次市十日市中二丁目８番１号
	電　　話	０８２４－６２－６１１１
	受 付 時 間	月曜日～金曜日（午前８時 30 分～午後５時 30 分）
	定　休　日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
	国民健康保険団体連合会　介護保険課	
	所　在　地	広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館
	電　　話	０８２－５５４－０７８３
	受 付 時 間	月曜日～金曜日（午前８時 30 分～午後５時 15 分）
	定　休　日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
	広島県社会福祉協議会（広島県福祉サービス運営適正化委員会）	
	所　在　地	広島県広島市南区比治山本町１２－２
	電　　話	０８２－２５４－３４１９
	受 付 時 間	月曜日～金曜日（午前８時 30 分～午後５時）
	定　休　日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

１４．事故発生時の対応方法

事業所の貸与福祉用具を使用中に事故が発生した場合等は、市町、家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

（１）事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会を開催するなど事故防止に努めます。

（２）事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

（３）必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

１５．虐待の防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

（１） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（２） 虐待防止のための指針を整備します。

（３） 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

１６．身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体保護を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急ややむを得ない理由その他必要な事項記録する。

３　事業所、身体拘束等の適正化のため、次に掲げる措置を講ずる。

（１） 身体拘束等の適正化のための対策検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果ついて、従業者に周知徹底を図る。

（２） 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３） 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

１７．業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18．その他

（1）利用者は福祉用具の通常の利用方法等に従って、ご利用、管理していただきますようお願いします。

（2）サービスをご利用いただいているにもかかわらず、ご請求分の支払いがない場合には、福祉用具を引き上げさせていただく場合があります。

（3）事業所は従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

① 採用時研修

② 継続研修

③ その他の研修

（4）事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行ないます。

（5）職員は常に身分証明書を携帯しておりますので、必要な場合には提示をお求めください。

（6）従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

（7）この説明書に記載した事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、可能な限り利用者の立場に立つことを原則に、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

（8）サービス提供にあたっては、介護保険法並びに厚生労働省令に定められた基準に基づき行うものとし、改正に伴う重要事項説明書の一部変更は、その都度速やかに利用者に通知するものとします。

令和　　年　　月　　日

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービス提供開始にあたり、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて説明しました。

福祉用具の「取扱説明書」をお渡しし、「福祉用具を使用して」取り扱いに関して説明を行いました。

福祉用具の利用に関して、「事故防止のための注意事項」について説明を行いました。

福祉用具選択制に関して、「説明書」をお渡しし、貸与と販売のメリット・デメリットについて説明を行いました。

利用者は、重要事項の内容について同意したことを証するため、本書２通を作成し、利用者若しくはその代理人と事業所が署名の上、１通ずつ保有するものとします。

事業者（法人）　広島県庄原市西本町四丁目５番 26 号

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会

代表者　　会　長　　上田　正之

事業所名　　庄原市社協福祉用具貸与事業所　　印

事業所所在地　　広島県庄原市比和町比和 919 番地３

説明者　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2025.10.

※1　付属別紙

指定福祉用具貸与･指定介護予防福祉用具貸与サービスご利用料金表（令和6年4月改正）

庄原市社協福祉用具貸与事業所

このご利用料金は基本料金です。貸与物品の種類等により、多少料金が異なりますのでご了承ください。

種　目	貸与物品名	利用者負担額 （1 割負担）	貸与日 年/月/日	利用料 （　割負担）	摘要
車いす	車椅子	250～840			
	電動車椅子	2,150～2,820			
	リクライニング車椅子	900～1,700			
車いす付属品	クッション	100～310			
特殊寝台	電動３モーター	800～1,000			
	電動２モーター	700～900			
	電動１モーター	600			
特殊寝台付属品	マットレス	120～350			
	オーバーテーブル	50～380			
	サイドレール（2 本組）	50			
	サイドレール（1 本組）	30～40			
	介助バー	200			
	特殊テーブル	230～320			
	スライディングボード	80～360			
床ずれ予防用具	エアマット	730～900			
	床ずれ予防マット	580～1,300			
体位変換器	体位変換エアマット	900～1,050			
	体位変換クッション	170～310			
手すり	トイレ用手すり	230～340			
	手すり	130～2,800			
	ポール	300			
スロープ	スロープ（屋内用）	60～80			
	スロープ（屋外用）	420～1,140			
歩行器	歩行車	250～610			
	歩行器	200			
歩行補助杖	歩行補助杖	40～130			
徘徊探知機器	ワイヤレス徘徊検知セット	530～980			
移動用リフト	電動段差解消リフト	2，200			
	バスリフト	1，360			
	電動昇降座椅子	1,000～1,800			
自動排泄処理装置	自動排泄処理装置	950			
合　　計					

※但し、車いす（自走用タイプ、介助用タイプ、リクライニング車いす、電動車いす）、車いす付属品（クッション）、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換用具、徘徊探知機器（ワイヤレス徘徊検知セット）、移動用リフト（釣り具の部分を除く）、自動排泄処理装置については、介護予防福祉用具貸与サービス利用者で、利用計画において一定の例外と認める利用者に対してのみ貸与を行います。

（１）利用料の計算方法は次のとおりです。

貸与開始日

契約開始日	１日～１５日に契約の場合	１ヵ月分の利用料
	１６日～末日に契約の場合	半月分の利用料

貸与終了日

契約終了日	１日～１５日に解約の場合	半月分の利用料
	１６日～末日に解約の場合	１ヵ月分の利用料

※ただし、利用開始と終了が同じ月内に行われた短期利用の場合は、１ヵ月分となります。

（２）福祉用具貸与サービスが、介護保険の適用を受ける場合、保険者から提供される負担割合証に記載してある負担割合に基づいて、利用料のお支払いいただきます。
但し、介護保険法に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなた様が利用料の全額を払い、後日、市町から払戻しを受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

（３）利用者負担金は、毎翌月２５日にご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。他のお支払方法をご希望の方は（現金支払いなど）ご相談ください。

（４）通常の事業の実施地域以外の地域に居住される利用者にサービスを提供する場合は、通常の実施地域を超えた地点から路程１㎞当たり２５円を実費としていただきます。

（５）基本的に搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。
但し、以下の場合には別料金をご負担いただくことがあります。
① 搬入搬出に特別な作業（特別作業車等の利用による外部業者への特別発注等）を必要とする場合
② 通常の事業実施地域以外への搬入搬出（路程１㎞当たり２５円）
③ ご利用者様のご都合（居住地の変更等）による福祉用具品の移動等

（６）搬入搬出につきましては、お客様のご希望の日時・場所をご遠慮なくお申し出ください。

（７）減算区分について

減算区分	利　用　料
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の１００分の１／回
業務継続計画未策定減算	所定単位数の１００分の１／回

同　意　書

サービスの利用者である私及び家族等は、介護保険法に基づく契約書第 9 条の秘密保持に関し、貴事業所が、私のより良き介護のために開催するサービス担当者会議、ケア会議等において、介護サービス計画、介護予防計画づくりに必要な部分についての私及び家族等の個人情報を、契約の有効期間中用いることに同意します。

ただし、その目的以外の個人情報の公開については一切認めません。

その目的は下記に記載のとおりです。

① ご利用者様に提供するサービス
② 介護保険請求のための事務
③ 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
④ 他の医療機関・介護機関との連携
⑤ 家族等への状況説明
⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関・保険会社への届出、相談
⑧ 個人面談、担当者会議をテレビ電話装置等での開催
⑨ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

令和　　年　　月　　日

庄原市社協福祉用具貸与事業所　御中

（利用者）住　所　庄原市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（署名代行者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との関係　（　　）

（署名代行の理由　※□内に✔）□本人が身体上の理由により署名できない

□その他の理由［　　］

（利用者の家族代表）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との関係　（　　）